

7 東彼杵町告示 4 1 号

東彼杵町水道課週休 2 日制工事実施要領の一部を改正する要領をここに告示する。

令和 7 年 4 月 2 8 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町水道課週休２日制工事実施要領の一部を改正する要領

東彼杵町水道課週休２日制工事実施要領（令和６年告示第４０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（対象工事） 第３条 週休２日制工事の対象は、原則として、東彼杵町水道課が発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除くものとする。 〔削除〕 <u>（１）</u> （略） <u>（２）</u> （略） <u>（３）</u> （略） <u>（４）</u> （略） <u>（５）</u> （略） （実施方法） 第４条 （略） ２ 発注者は、<u>前条</u>に規定する工事を発注する場合は、別途定める特記仕様書に週休２日制工事である旨を明記する。 ３～６ （略）	（対象工事） 第３条 週休２日制工事の対象は、原則として、東彼杵町水道課が発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除くものとする。 <u>（１） 当初設計金額が１０，０００千円未満の工事</u> <u>（２）</u> （略） <u>（３）</u> （略） <u>（４）</u> （略） <u>（５）</u> （略） <u>（６）</u> （略） （実施方法） 第４条 （略） ２ 発注者は、<u>第３条</u>に規定する工事を発注する場合は、別途定める特記仕様書に週休２日制工事である旨を明記する。 ３～６ （略）

附 則

この要領は、令和７年５月１日から施行する。